

別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 吉 武 久 美

論 文 題 目

合意性推定に関する研究
—社会的評価を受けやすい行動に着目して—

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 高井次郎
名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 窪田由紀
名古屋大学大学院教育発達科学研究科准教授 五十嵐祐
岐阜聖徳学園大学教育学部教授 吉田俊和

論文審査の結果の要旨

本論文は、自分の判断や行動は他の人々と同じで共通している（合意が得られている）と考える False Consensus Effect (FCE) に焦点をあて、日常的に行われる判断や行動に対する合意性推定の誤りに着目し、その合意性推定に影響を与える要因を示し、誰もが行う合意性推定といった日常的な行動の負の側面を明らかにすることを目的とした。

本論文は 5 章で構成され、本目的のために実施した 4 つの研究結果をまとめた。第 1 章では、FCE について説明するとともに、合意性推定現象の先行研究について概観し、本研究の問題の所在を示した。特に、FCE の生じるメカニズムの中でも、自我防衛的な自己正当化による動機づけに着目した。さらに、合意性推定の判断課題に対する社会的評価（ネガティブ・ポジティブ）の受けやすさが合意性推定現象に影響を与えていると考え、社会的評価を受けにくい課題（信念的判断）、ネガティブな社会的評価を受けやすい課題（社会的迷惑行為）とポジティブな評価を受けやすい課題（向社会的行動）を用い、合意性推定に与える影響を検討した。また、合意性を推定する際に想定される他者となる内集団－外集団からの影響についても、実在の集団を利用して検討した。さらに、個人的重要性、仮想敵有能感、内集団同一視といった要因が合意性推定に与える影響についても検討された。

第 2 章の研究 1 では、社会的評価を受けにくいと考えられる信念的判断に対する合意性推定を検討した。研究 1 の目的は、その判断の個人的重要性に焦点をあて、社会的評価を受けにくい判断において、合意性推定に個人的重要性が影響を与えることを明らかにすることであった。さらに、仮想的有能感の合意性推定に与える影響についても検討した。信念的判断として、個人的判断（e.g., SF が好き）と社会関連判断（e.g., 裁判員制度は必要だと思う）を取り上げた。大学生を対象として、32 項目の信念的判断について合意性の推定を行い、それぞれの課題について個人的重要性を評定した。その結果、分析に用いた 23 項目中 18 項目において、合意性を多く推定していることが示された。また、個人的重要性を高く評定していた者は低く評定していた者と比較して、合意性を多く推定していることが明らかとなった。個人的に重要と考える判断や行動に対する仮想的有能感の影響は、個人的判断では見られず、社会関連判断においてのみ認められたといえる。これにより、仮想的有能感の高い者が社会規範を軽視しつつも社会を気に掛けていることの可能性が考察された。

論文審査の結果の要旨

第3章の研究2では、社会的評価を受けやすいと考えられる判断・行動に焦点をあてた。ポジティブな評価を受けやすい向社会的行動とネガティブな評価を受けやすい社会的迷惑行為を取り上げ、これらの判断・行動に対する合意性推定と、仮想的有能感が合意性推定に与える影響について検討した。大学生を対象とした質問紙調査の結果、社会的評価を受けやすい判断・行動でも合意性を多く推定していることが明らかになった。また、向社会的行動と社会的迷惑行為の行動傾向を算出し、それぞれの行動傾向が合意性推定に与える影響を検討した。そこから、社会的迷惑行為の合意性推定は向社会的行動よりも行動傾向の影響を強く受けていることが明らかにされた。さらに、仮想的有能感に関しては、向社会的行動の行動傾向と合意性推定に負の影響を、社会的迷惑行為の合意性推定に正の弱い影響を与えていることが示された。これらの結果から、社会的迷惑行為の合意性推定について、自我防衛的な動機づけが影響している可能性が考察された。

第3章の研究3では、研究2の問題点を踏まえ、より現実的な場面において、ネガティブ行動を行っていると考えられる自動車運転免許停止処分者講習の受講者（違反運転者）と一般のドライバー（一般運転者）を調査対象とした。両ドライバーの交通行動に対する合意性推定を比較検討し、現実場面に即したネガティブ行動に対する合意性推定に、各々の行動傾向がどのような影響を与えているのかを明らかにすることを目的とした。さらに、交通ルールやマナーの意識が合意性推定に与える影響について検討した。その結果、違反運転者と一般運転者はどちらも、自分と同じ判断・行動の人を多く推定しており、合意性推定現象の頑健性が示された。また、違反運転者と一般運転者の違いとして、違反運転者はネガティブな交通行動の合意性推定に自己正当化意識の影響を受けていることが明らかとなった。あいまいな状況や、自我脅威状況で示されていた自己防衛的動機づけによる合意性推定が、日常的な行動（状況下）においても生じていることが示唆された。

第4章の研究4では、合意性を推定する際の他者が所属する集団に焦点を当てた。具体的には、社会的行動についての合意性を推定する際の他者を内集団や外集団に所属する人たちとした場合に、それぞれの集団に対する合意性推定の生じ方に違いがあるかどうかを検討した。同時に、内集団同一視についても検討を加え、合意性推定に与える影響を明らかにした。2つの大学内の3つの集団（A 大学文系・理系・B 大学文系）の大学生を対象とし、質問紙調査を行った。心理的距離の近い順に内

論文審査の結果の要旨

集団・外集団 1・外集団 2 を設定し、社会的迷惑行為と向社会的行動の行動傾向の高低で、それぞれの合意性推定を比較検討した。その結果、社会的迷惑行為については、集団に関わらず、行動傾向の高い者は低い者と比べ、合意性を多く推定していた。一方、向社会的行動では、行動傾向の高い者は、外集団 1 と外集団 2 に比べ、内集団の合意性を多く推定していた。これらの結果から、自分の行動を正当化したとの動機づけがポジティブ行動よりもネガティブ行動において、強く生じる可能性が考察された。また、内集団同一視は向社会的行動の内集団の合意性推定にのみ影響を与えていることが示され、ネガティブ行動とは異なり内集団ひいきが表面化したことの可能性が考察された。

第 5 章では、本論文で扱った合意性を推定する課題、合意性を推定する際に想定される他者の側面から、4 つの研究を通じて明らかになったことを考察した。本論文では、合意性を推定する課題の社会的評価（ポジティブ・ネガティブ）に着目し、信念的判断、社会的迷惑行為と向社会的行動を合意性推定の課題として用いた。信念的判断のように社会的評価の受けにくい課題では、合意性推定の課題に対する個人的重要性が合意性推定に影響を与えていた（研究 1）。また、社会的評価を受けやすい社会的迷惑行為や向社会的行動では、社会的迷惑行為について自我防衛的動機づけによる正当化の影響が示唆された（研究 2,3,4）。自己中心的バイアスとされる FCE において、自己正当化の動機づけが働く要因として、合意性を推定する行動や判断の社会的評価の受けやすさが考えられることが示された。さらに、合意性を推定する際に想定される他者を内集団－外集団に設定し、合意性推定を検討した（研究 4）。ネガティブな評価を受けやすい行動の合意性推定では、自分の行動傾向に影響され、ポジティブな評価を受けやすい行動では、内集団でのみ合意性を多く推定したことが明らかになった。最後に、今後の課題として、自己正当化からの動機づけ、Truly False Consensus Effect の検討、合意性推定の行動への影響について検討した。

以上の研究内容にみられる本論文の独自性と学問的貢献として特筆すべき点は次の通りである。

第一に、合意性推定の研究は、一概に新奇な実験設定を用いているが、本研究はより現実的な、身近な状況における推定を実験参加者に求めている。特に、運転違反者が自らの交通違反行為をどのように認知していて、それが無違反者とどう異なるのかを明らかにしたことは社会的貢献度が高い。

論文審査の結果の要旨

第二に、実験設定では判断・行動自体の多くが評価のしにくい、正誤の判断のつけにくいあるいは判断の必要のない、あいまいなものであった一方、本研究は社会的迷惑を中心とした推定状況を設定しており、日常生活に大いに関わりのある問題に取り組んでいる。より良い社会を目指す上で、FCE 研究の重要性をアピールしていることが評価に値する。

第三に、上記の研究成果から学校や運転者教育の現場において、重要な示唆を与えらると思える。自らの判断が正しいと思うバイアスに気づきを促すことによって、未然に迷惑行為を防止するための教育プログラムに役立つ可能性をもつ。以上のように、本研究は学問的貢献のみならず、社会的貢献も十分であると判断された。

一方、本論文に対して審査委員からは主に以下の疑問が呈された。

- 1) 本研究で **False consensus effect** として取り扱われていることは、**False uniqueness effect** とどう関連するのか。特に内集団の状況において両者の対応性はあるのか。
- 2) 構築されたモデルの要因の必要性の根拠が明らかになっていない。これらは本研究で取り上げた特定状況において重要なのか、それとも他の状況でも通用するのか。
- 3) 違反運転者と一般運転者の **FCE** のメカニズムの違いはあるのか、それとも同じように働くのか。
- 4) **False consensus** があるとするならば、**Truly false consensus** というのはないか、またあり得るのか。
- 5) 仮想敵有能観を取り扱う必要性が明確でない。
- 6) 先行研究と比較しての独自性のアピールが弱い。
- 7) 研究間の変数が同じでないため、展開性が見えにくい。
- 8) 課題によっては結果が異なっているかもしれないため、結論を一般化するのは危険

これらの指摘に対して、博士学位請求者はよく認識しており、質疑に対する応答も具体的かつ適切なものであった。以上を総合して、本論文は新たな視点と知見を提供するものと認められた。

よって、審査委員は全員一致して、本論文を博士（心理学）の学位に値するものと判断し、論文審査の結果を「可」と判定した。